SKET NEWS

VOL.49 2021年 [秋号]



〒108-0014 東京都港区芝4-3-5 岡田ビル TEL: 03-5442-2277 FAX: 03-5442-2477

ホームページ

http://tsk-gr.com/ Sket-Town (組合員専用ページ) http://www.sket-town.com/



contents

(組合職員撮影)

- 1 ETCレーンを走行した際の 利用明細書取得方法
- 2 東名高速道路 小牧~清水 リニューアル工事実施中
- 3 帳簿書類管理システム 「拓」のご紹介

- 4 実習生の日本語力のお悩み
- 5 独占禁止法相談ネットワーク
- 6 夕暮れ時の交通事故



組合Facebookページ随時更新中! http://www.facebook.com/tsk.kumiai

ETCレーンを走行した際の利用明細書取得方法

ETCレーンを利用したときの利用明細書の取得方法を2つご紹介します。1つはETC利用履歴発行プリンターを使う方法で、もう1つはETC利用照会サービスを利用して取得する方法です。それぞれユニークな取得方法ですので、管理方法にあわせてご利用下さい。

1. ETC利用履歴発行プリンターを利用する。

◆ETC利用履歴発行プリンターの利用の仕方

ETCカードに記録された利用履歴情報を読み 取り、利用明細書として発行できるプリンターで





す。高速道路会社 でもPA等に設置 されています。

①ETCカードのICチップを上面にして「ピッ」 と音が鳴るまでしっかりと挿入して下さい。

(正常認識すると緑色ランプが点灯します。)



②ETCカード情報を認識中の際には、緑色ランプが点滅します。音量が小さい場合は、音量調整



ボタンを押して下さ い。

③ETCカードを正常に認識すると、カード内の

最新の利用履歴を音声で案内します。履歴を遡るには「戻」ボタン、辿るには「進」ボタンを



押し、音声で確認して下さい。

④「印」ボタンを押して印刷して下さい。

長押しすると、押した時点の 利用履歴から最新の利用履歴 まで全ての利用履歴を印刷し ます



音量が小さい時は、音量調整ボタンを押して下さい。



☆組合員特別価格で販売 中‼



2. ETC利用照会サービスを利用する。

ETCカードの利用履歴は「ETC利用照会サービス」という道路会社が運営するETCカードの利用履歴が確認できる専用のWEBサービスを利用することによりネットからでも確認することができます。(無料です。)

登録をしておけばウェブからいつでも確認することができます。ETC利用照会サービスでは、利用履歴の確認や利用明細を印刷して発行することが可能です。(※ETCレーンを無線走行した利用明細書等が取得できます。)

登録には、・ETCカードの番号・メールアドレス・ETCカードを利用した際の「車載器管理番号」「車両番号」「利用年月日」が必要です。 右記画面より、登録を進めていきます。



※「車載器管理番号」と「車両番号」の登録が一致 していなければいけません。 は、それぞれの「車載器管理番号」と「車両番号」 を登録しなければなりません。

※ ETCカードを複数の車両で利用した場合に





東名高速道路 小牧~清水 リニューアル工事実施中

現在、東名高速道路の東京~清水間では老朽化 したコンクリート床版を新しい床版に取り替える などの工事のため、昼夜連続での対面通行規制/ ルート閉鎖/夜間通行止などが実施されています。

工事期間中は渋滞や混雑が予想されますので、 ご利用時間帯の変更や他の高速道路・一般道への 迂回などのご検討をお願いいたします。

※床版とは、自動車などの荷重を受ける橋の床 部分のことです。



E1 東名 大井松田IC~御殿場JCT:昼夜連続・

ルート閉鎖等

・9月21日(火) 0時~12月17日(金) 24時
 昼夜連続・下り線左ルート閉鎖
 下り線鮎沢PAは閉鎖期間を除き利用可能※
 ※閉鎖期間は、9月21日(火) 0時~24日(金)
 6時、12月14日(火) 0時~17日(金) 9時

E1東名 小牧IC~清水IC:昼夜連続・対面通行 規制等

· 9月25日(土) 0時~10月16日(土) 6 時 昼夜連続·車線規制、夜間IC閉鎖、SA· PA閉鎖

E1東名 裾野IC~清水JCT:昼夜連続・対面通 行規制等

·9月6日(月) 0時~12月24日(金) 24時 昼夜連続·対面通行規制、車線規制

帳簿書類管理システム「拓」のご紹介

弊組合の技能実習生受入事業に関して外部監査人 としてお世話になっております "一般社団法人 技 能実習制度監査協会"様より、実習実施企業様の帳 簿書類管理システムのご紹介を受けております。組 合員の皆様に広くお知らせをし、少しでも技能実習 業務の効率化のお役に立てればとの思いで、ご紹介 をさせていただきます。

『はじめまして、一般社団法人 技能実習制度監査協会と申します。当協会は2017年11月に施行された「外国人の技能実習の適正な実習生及び技能実習生の保護に関する法律」(新法)に基づき2017年12月に設立、監理団体様の監査を実施する外部監査人として活動をしてまいりました。

TPAA 一般社団法人 技能実習制度監査協会 Technical Intern Training Program Auditors' Association

東西商工協同組合様とは2020年に外部監査の業務 委託を締結し、担当させて頂いております。

2017年より実施してまいりました当協会の外部監査回数も約600回を超え、監査手法や調査範囲を確立してまいりました。約4年間で築いた経験を元に監理団体をはじめとして、実習実施者、送り出し機関等の全ての会員・準会員に対して正しい制度の理解と運営のご支援ができるようこれからも協会を運営してまいります。

新法が施行されてから約4年が経ちましたが、外 国人技能実習生を取り巻く環境は日々変化してお り、新法に関する変更点の認知・理解はまだまだ十 分と言える状況にございません。現在の国際情勢 や、災害・天災などによる様々な要因により、監理 事業に不測の事態が起こる可能性を秘めています。 昨今、外国人技能実習機構が実習実施者様に臨検を 実施する際、適正な技能実習が行えているかどうかの確認が厳しくなってきております。その理由について、以下に詳しくご説明をさせていただきますが、外国人技能実習機構の中でも非常に温度感が高くなっております。今回当協会として活動を続けていく中、設立当初より運営させていただいております帳簿管理システムにより、これからの実習実施者様の運営が円滑に行えるお手伝いとなればと考えております。ご興味を頂けましたら東西商工協同組合様、ご担当者様へご一報いただければと存じます。



【技能実習日誌の必要性】

技能実習法第20条(帳簿の備え付け)には、①実習生の管理簿②認定計画の履行状況に係る管理簿③技能実習生に従事させた日誌の3点の備え付けが実習実施者様に求められています。2021年度に外国人技能実習機構が取り消しをした実習実施者様は約90社に上ります。2020年度の件数が77社だったにもかかわらず、半年で倍以上のペースで取り消し処分されています。主な取り消し事由が、実習計画に従って技能実習を行わせていなかった事が挙げられます。外国人技能実習機構は、適正に技能実習が実施されているかどうかを、実習実施者様に対する臨検



時に実習日誌を確認することで判断をします。

「拓」 システム画面

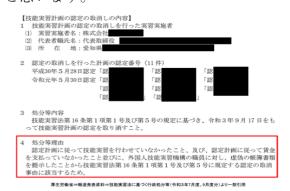


【身近な外国人技能実習機構の指摘】

当協会の外部監査先の実習実施者様からのヒア リングの中で、機構の臨検時に指摘が多かった事 項は下記のような項目があります。

- ①実習計画と日々の実習内容が適正に実施されているか
- ②実習日誌と実習内容(実習生からのヒアリング)が適正であるか
- ③必須作業、関連作業、周辺作業、安全衛生 作業の割合が適正であるかどうか

上記でも実習日誌がいかに大切であるかわかる かと思います。



【実習日誌の書き方】

技能実習制度は、事前に実習計画を提出・認定 を受けることで実施が許可されている制度です。 実習計画は、全体の作業時間に対して「必須作 業・安全衛生作業が半分以上、関連作業・安全衛 生作業が2分の1以下、周辺作業・安全衛生作業 が3分の1以下」と割合が決められています。

実習実施者様に置かれましては、実習予定に 沿った作業を日々行っているかを記載する日誌の 為、作業割合を適正に記載することが求められま す。作業割合や作業内容を正しく認識して、実習 日誌を作成することは、業務の負担になっている という声をよく伺います。

そんな様々の問題を解決できるサービスがこれからご説明する「拓」です。

【システムコンセプト】

「拓」は実習予定から適正な作業割合を考慮 し、実習日誌が作成できるサービスです。今まで 実習日誌作成にかかっていた時間を他の業務や、 実習生とのコミュニケーションを図る時間に使っ ていただきたいと思い、このサービスを開発致し ました。実習実施者様が機構の臨検時の対応だけ

ではなく、実習生が帰国 をする迄安心して実習を 行っていただけるよう運 営させていただいており ます。』



【ユーザー様からの声】

- ・日誌作成時間を他の業務に充てることができ、 残業時間が減った。
- ・臨検時に日誌の確認をされた際、よくできていると担当者にお誉めの言葉をいただいた。
- ・パソコンだけではなくスマートフォンでも作成 できるので、隙間時間で日誌作成ができる。
- ・割合配分の計算間違いが無くなり、正しい日誌 が作成できるようになった。
- ・日誌だけではなく、他の必要帳簿も作成・管理 できるので使いやすい。
- ・過去分も遡って作成ができる為、急な臨検の対 応ができた

【終わりに】

本サービスの導入のご検討ならびに、更に詳しいご説明を希望される組合員様は、東西商工協同組合の担当者宛てにご連絡いただきますようお願い申し上げます。技能実習制度監査協会様のご協力をいただきながら改めてサービス内容や導入・ランニングコスト等のご説明の機会を設けさせていただきます。何卒宜しくお願い申し上げます。

季 刊 スケットニュース

SKET NEWS

技能実習生の日本語力にお悩みではありませんか?

面接のときは良いと思ったが、来日後、日本語能力に向上が見られず、仕事や生活の意思疎通に苦労している。仕事の内容が伝わらず、ミスが発生しがちである。

など、技能実習生の日本語力不足でお悩みではありませんか?

当組合の広島研修センターでは、企業様のご都合に合わせ、月に1回~2回程度、Zoomを使っての技能実習生に対する平日のオンライン日本語講習をリーズナブルな価格でご提供することを現在計画中です。詳細が決まり次第改めてお知らせをいたしますので、よろしくお願い申し上げます。



独占禁止法相談ネットワークをご利用ください!

「取引に関係のない商品を購入させられた」 「発注を受けるときはいつも口頭」「取引先メーカーから値引販売を禁止された」「同業者と業務 提携をしたい」「事業者団体の会合でどんな情報 交換をしたら問題になるのか」・・・など、取引に関 して困っていることはありませんか。そんなとき は、まずはお近くの商工会議所・商工会にご相談 ください。独占禁止法相談ネットワークは、独占 禁止法及び下請法に関する中小事業者の皆さまの ための身近な相談窓口です。

中小事業者と独占禁止法・下請法

独占禁止法は、私的独占やカルテル・入札談合などの不当な取引制限、不公正な取引方法を禁止し、公正かつ自由な競争を促進するための法律です。すべての事業者に適用されますが、とりわけ、中小事業者の皆さまにとっては、取引先の不当な行為から自分の会社を守ってくれる、中小事業者の味方ともいえる法律です。また、下請取引については、下請法で、資本金により親事業者と下請事業者を区分し、下請代金の減額や支払遅延など、下請事業者が不当に取り扱われないよう、親事業者の種々の行為を規制しています。

一方、中小事業者の皆さま自身も、公共事業の 入札で談合に参加したり、販売する商品やサービスの価格を協定したり、新規に参入する事業者を 共同して妨害したりするなど、独占禁止法に触れてしまうケースもあります。独占禁止法に違反する行為が認められた場合、違反事業者には排除措置命令や課徴金納付命令、罰則などの厳しい措置が採られますし、社会的信用を失うことにもつながります。自らの事業活動が独占禁止法に違反しないために、また、不公正な取引から自分たちの 会社を守るためにも、独占禁止法の内容を理解 し、未然防止に努めることが重要です。

親事業者の禁止行為



「独占禁止法相談ネットワーク」

「発注を受けるときはいつも口頭」「代金を支払日に払ってもらえなかった」「事業者団体の会合で、どんな情報交換をしたら問題になるのか」「これから行う自社のマーケティングの内容は、独占禁止法に違反しないだろうか」「これは下請法違反ではないだろうか」このような独占禁止法や下請法に関する困りごとや、疑問・質問があるとき、相談に応じたり、解決を図ったりするのが公正取引委員会です。

独占禁止法や下請法に関する様々な相談は、公 正取引委員会の本局及び地方事務所・支所で受け 付けています。さらに、公正取引委員会では、全 国の商工会議所・商工会と連携して「独占禁止法 相談ネットワーク」を運営し、皆さまが身近な場 所で気軽に相談できるよう、相談体制を強化して います。この独占禁止法相談ネットワークによ り、全国約2,300か所の商工会議所・商工会が皆さ まの身近な相談窓口となって、独占禁止法や下請 法に関する様々な相談を受け付けています。

(参照:公正取引委員会・政府広報オンライン)



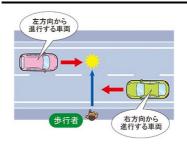
夕暮れ時に歩行者が死亡する交通事故が多発!

平成28年(2016年)から令和2年(2020年)までの5年間について、時間帯別の死亡事故の発生件数をみると、特に17時台、18時台、19時台の3つの時間帯が突出しています。この時間帯は、季節や地域によって差はありますが、一般には「夕暮れ時」や「たそがれ時」「日暮れ時」などと呼ばれる時間帯です。警察庁では、日没前後1時間を「薄暮時間帯」としています。

薄暮時間帯における死亡事故を見てみると、7月 以降は増加傾向に転じ、特に10月~12月にかけて最 も多く発生しています。

◆歩行者が気を付けたいこと

横断する際は、左からの車にご注意を!



道路横断中の死亡 事故は、交差点、単 路ともに歩行者が横 断中に左方向から進 行してくる車両と衝 突する事故が多く、

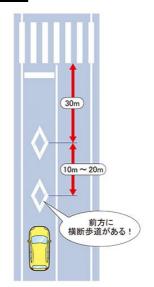
特に夜間に高齢者がこのような事故に遭うケースが 多いです。信号機のない場所を横断する場合、車が 近づいてきていないか必ず左右を確認し、余裕を もって渡るようにしましょう。特に、右から来た車が止まった場合でも慌てることなく、左をよく見て、車が近づいてきていないか確認しましょう。

また、夜間は、ドライバーから横断していることがよく分かるように、明るい服装、反射材を使用し道路照明のあるところなどできるだけ明るい場所を選びましょう。

◆運転手が気を付けたいこと

「ダイヤマーク」をお忘れなく!

路面に描かれたひし形の 「ダイヤマーク」は、「横断 歩道または自転車横断帯あ り」を意味する道路標示で す。このマークを見かけた ら、「横断する人がいるかも しれない」と注意し、横断歩 道等の直前で停止できるよう 手前で減速するようにしま しょう。また、対向車、先行 車の有無や交通量などの状況



に応じて、上手にハイビームを活用して運転しま しょう。 (参照:政府広報オンライン)

ご登録内容の変更は事務局までご連絡ください

1.会社の規模が変わった時、資本金や従業員数が共に下記の規定を超えた場合は必ずご連絡下さい。

- ・製造業その他… 資本金3億円または従業員300人以下
- ・卸 売 業… 資本金1億円または従業員100人以下
- ・小 売 業… 資本金5千万円または従業員50人以下
- ・サービス業… 資本金5千万円または従業員100人以下

2社名のご変更 3.代表者のご変更 4.ご住所・TEL・FAX等のご変更 5.ご担当者のご変更 6.引落口座のご変更

- ●届出事項変更届をご提出の際には変更内容が確認できる書類(登記簿謄本等)のご提出をお願いしております。
- ●届出事項変更届は、組合員企業様専用サイト【Sket-Town】からダウンロードできます。

編集後記

紆余曲折・賛否両論がありながらも東京オリンピック・パラリンピックが閉幕しました。パラリンピックのテーマは「共生」。期間中はボランティアのシャツを着た人たちをよく目にし、暑い日差しの中、陰で支えてくれた最大の功労者でもあるのだと実感。仕事でも陰で支えてくれる人がいますが、感謝を忘れず、一人一人が輝ける相互扶助・共生の精神でこれからも組合員の皆様へ誌面を通じて様々な情報を提供してまいります。